附属機関等の概要

（令和８年４月１日現在）

附属機関等の名称	浦安市行政不服審査会
設　置　根　拠	行政不服審査法第 81 条第１項
設置の趣旨、必要性等	行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件に関し、中立的な立場から調査審議し、答申する必要があるため
設 置 年 月 日	平成 28 年４月１日
所　管　事　項	審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁に主張等を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をする（行政不服審査法第 74 条）。
公開、非公開の別	~~原則公開~~・原則非公開
非公開とする理由	審査請求人・参加人等の個人を識別する情報を用い、個人の権利義務に係る内容を調査審議するため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第 23 条ただし書
委員の人数・任期	３名　　２年
委 員 の 報 酬	会長　９，５００円／日額　　委員　９，０００円／日額
所　管　部　署	総務部法務文書課 政策法務係 電話０４７－７１２－６１２４（直通）
備　　考	

委員名簿

氏　　名	職　　等	男女	備　　考
下井　康史	法政大学大学院教授	男	会長
永冶　衣理	弁護士	女	
鶴田　彬光	弁護士	男	